

浜田市告示第 17 号

浜田市敬老福祉乗車券交付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 24 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市敬老福祉乗車券交付事業実施要綱の一部を改正する告示

浜田市敬老福祉乗車券交付事業実施要綱(平成 28 年浜田市告示第 134 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号イ中「第 104 条の 4 第 5 項」を「第 105 条の 2 第 1 項」に改め、同条第 2 項第 1 号中「第 30 条の 9 第 4 項」を「第 30 条の 7 第 5 項」に改める。

様式第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。ただし、様式第 1 号及び様式第 2 号の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年　月　日

浜田市長　　様

浜田市敬老福祉乗車券交付申請書兼請求書

浜田市敬老福祉乗車券の交付を受けたいので、浜田市敬老福祉乗車券交付事業実施要綱第4条の規定により申請及び請求をします。

ふりがな		生年月日	大・昭・平・令
氏名		年　月	日生
住所	浜田市　　町		
電話番号	(　　)	—	
敬老福祉乗車券（1冊／1,500円）		100円券 (　　)冊	500円券 (　　)冊
支払額	(　　)冊 × 1,500円 = 円	合計 円	〔領収書〕要・不要

代理で窓口に来られた場合の同一世帯の方（例：配偶者、親、子）	
ふりがな	
氏名	

同一世帯ではない方が申請をされる場合は、裏面の委任状に必要事項を記入してください。

下記の注意事項に同意の上申請します。

- ・乗車券の払戻し及び再交付は行いません。
- ・乗車券は申請者本人のみが使用できます。
- ・乗車券の偽造、他人への譲渡及び転売は禁止します。
- ・不正に使用した場合は、乗車券の返還及び不正使用相当額の弁償をしていただきます。

【職員記載欄】

本人確認	交付数／上限数	券番号	交付者	入力者	預り金 円
	/ 冊 残り 冊	100： 500：			券代 円 おつり 円

委 任 状

委任者氏名 (申請者本人)	
------------------	--

※自署でない場合は、押印が必要です。

私は、次の者を委任者と定め、浜田市敬老福祉乗車券の交付申請等の手続及びその受領の権限を委任します。

ふりがな	
代理人氏名	
代理人住所	
代理人連絡先	() —

※ 申請の際には、代理人の身分を証する書類を提示してください。

様式第2号（第6条関係）

年　月　日

浜田市長　　様

運転免許証自主返納等支援敬老福祉乗車券無料交付申請書

島根県公安委員会に運転免許を自主返納、又は免許を失効し、運転経歴証明書を取得しましたので、乗車券に関する注意事項に同意し、次のとおり浜田市敬老福祉乗車券交付事業実施要綱第6条の規定により申請します。

ふりがな			生年月日	大・昭・平・令	
氏名			年	月	日
住所	浜田市				町
電話番号	()				—
乗車券	100円券()冊		500円券()冊		
返納年月日又は失効日 年　月　日		<input type="checkbox"/> 申請による運転免許の取消通知書の写し <input type="checkbox"/> 運転経歴証明書			

代理で窓口に来られた場合の同一世帯の方（例：配偶者、親、子）

ふりがな	
氏名	

同一世帯ではない方が申請をされる場合は、裏面の委任状に必要事項を記入してください。

下記の注意事項に同意の上申請します。

- ・乗車券の払戻し及び再交付は行いません。
- ・乗車券は申請者本人のみが使用できます。
- ・乗車券の偽造、他人への譲渡及び転売は禁止します。
- ・不正に使用した場合は、乗車券の返還及び不正使用相当額の弁償をしていただきます。

【職員記載欄】

本人確認	要件確認	区分	券種	冊数	券番号	交付者	入力者
		・返納	100				
		・失効	500				

委 任 状

委 任 者 氏 名 (申請者本人)	
----------------------	--

※自署でない場合は、押印が必要です。

私は、次の者を委任者と定め、浜田市敬老福祉乗車券の交付申請等の手続及びその受領の権限を委任します。

ふ り が な	
代理 人 氏 名	
代理 人 住 所	
代理 人 連 絡 先	() —

※ 申請の際には、代理人の身分を証する書類を提示してください。